

## 議案第 9 号

狭山市廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例

狭山市廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成 7 年条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 36 条第 6 号及び第 7 号中「短期大学」の次に「（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）」を、「卒業した」の次に「（同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）」を加える。

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

平成 31 年 2 月 20 日提出

狭山市長 小谷野 剛

### 提案理由

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の改正に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。